

岩手県告示第 895 号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

公の施設の名称	指定管理者の名称		変更年月日
	変更前	変更後	
岩手県立視聴覚障害者情報センター	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合グループ	株式会社NTTファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合グループ	平成 18 年 7 月 1 日